

佐賀県では、平成27年度（2015年度）から平成30年度（2018年度）までの4年間で、「佐賀県食の安全・安心推進基本計画」に基づき、以下の（１）～（３）の3つの基本方針のもと施策を実行してきました。

- （１） 生産から消費に至る各段階での食品の安全性の確保
- （２） 食品等に対する県民の信頼の確保
- （３） 食の安全・安心の確保に向けた体制整備等

さらに、施策を実行するうえで、「参考となる指標」を提示し、毎年度の実施状況において、取組状況を公表してきました。

この章では、１．取組の現状を評価した上で、２．今後重点的に取り組むべき施策の抽出を行いました。

1 取組の現状と評価

（１）生産から消費に至る各段階での食品の安全性の確保

【生産段階】

① 農産物の供給

- ・ 農薬や肥料の適正使用のための研修会の開催
- ・ 農業生産現場における危害要因を取り除くためのリスク管理の方法である農業生産工程管理（GAP）の推進など

- ・ 農薬適正使用研修会参加者
H27：540人 → H29：459人
 - ・ GAPに取り組む組織の割合
H27：37% → H29：21%
- ※H29年度から調査方法が変更になったため、H29年度とそれ以前の年度は単純には比較できない。

② 畜産物の供給

- ・ 畜産農家や飼料販売業者の指導
- ・ 飼料及び飼料添加物の適正使用について、全ての畜産農家にパンフレットを配布するなどの周知の徹底など

- ・ 畜産農家等へのパンフレット配布
H27：1,800部 → H29：1,800部
- ・ 畜産農家への立入状況
H27：2,009戸 → H29：1,996戸
- ・ 飼料安全性立入検査実施件数
H27：191件 → H29：150件

③ 水産物の供給

- ・ 現地指導や講習会を通じた養殖衛生指導の実施
- ・ 貝毒原因プランクトン調査及び貝毒の定期調査の実施など

- ・ 養殖衛生管理指導実施経営体数
H27：50経営体 → H29：44経営体
- ・ 貝毒発生監視調査検体数
H27：64検体 → H29：64検体

④ トレーサビリティ制度の取組の推進

- ・ 牛の生産段階における個体識別耳標の管理・指導、国との情報共有（牛トレーサビリティ法）
- ・ 米トレーサビリティ制度の普及・啓発や検査・指導の実施など

⑤ 環境への配慮

- ・ 農産物：収量や品質を維持しつつ、化学肥料、化学合成農薬を削減できる技術の開発・普及
- ・ 水産物：定期的に養殖漁場の環境調査、漁協が作成する漁場改善計画の指導など

- ・ GAPに取り組む組織の割合（再掲） H27：37% → H29：21%
- ・ 漁場改善計画の参加者数 H27：965人 → H29：965人

【流通段階】

⑥ 自主管理の推進

- ・自主的な衛生管理の指導団体である（公社）佐賀県食品衛生協会との連携
- ・食品営業施設の食品衛生責任者を対象に、HACCP導入に関する事項も含んだ食品衛生責任者実務講習の実施など

・食品衛生関係講習会等受講者数
H27：14,017人 → H29：13,651人

・食品衛生指導員数
H27：348人 → H29：351人

⑦ 監視指導及び検査体制の整備

- ・「佐賀県食品衛生監視指導計画」に基づいた効果的かつ効率的な食品検査の実施
- ・食品衛生監視員の人材育成のための新任研修を始めとした研修の実施及び、資質向上のための各種研修の受講など

・食品検査検体数
H27：1,419検体 → H29：1,287検体

・食品衛生監視員数
H27：61人 → H29：59人

支援

⑧ 調査研究の推進

- ・食品等に起因する健康被害の発生や被害の拡大を防止するための調査研究の実施など

【消費段階】

⑨ 食品による健康被害情報の収集と迅速な対応

- ・食品による健康被害の発生などの情報を探知した際の速やかな調査及び原因究明
- ・さらに、食品関係事業者に対し、原因となった食品に起因する健康被害の拡大や再発を防止するための改善指導の実施など

・保健福祉事務所における食品に関する相談・苦情件数 H27：312件 → H29：310件

・食中毒の発生件数 H27：8件 → H29：15件

① 農産物の生産供給

研修会には毎年多くの市町・農協等の指導者が参加しており、農家の農薬や肥料の適正使用に対する意識が高まってきているといえます。

また、農業団体等関係機関と一体となり、GAPを推進するための「佐賀県GAP推進協議会」を設立し、推進方針を策定し、研修会やGAP推進大会を開催しました。

今後においても、農業者等のGAP（農業生産工程管理）への関心をさらに高める必要があります。

② 畜産物の生産供給

畜産農家や飼料販売業者等、動物用医薬品販売業者に対する指導の結果、不適正な事案は発生していませんが、畜産物の安全性を担保するため、今後とも、立入検査等を実施します。

なお、毎年、全ての畜産農家へ「飼料及び飼料添加物適正使用パンフレット」を配布していましたが、畜産農家では給与可能な飼料について、ほぼ理解されているので、今後、パンフレットの全戸配布に替え、県のホームページによって情報を提供します。

③ 水産物の生産供給

養殖衛生指導や貝毒に関する調査を実施したことで、安全な水産物を供給することができています。

今後も引き続き、調査・指導を行っていきます。

⑤ 環境への配慮

漁協が作成する漁場改善計画の指導を行い、計画を遂行させました。

エコファーマー認定戸数については、農業者の高齢化等により、再認定の申請が少なくなったため、減少しています。

⑥ 食品関連事業者等における自主管理の推進

食品衛生責任者実務講習は、食品営業施設の食品衛生責任者を対象に県内の保健福祉事務所単位で実施しており、未受講者には、電話や文書などで受講を強く指導しています。

講習会ではHACCP導入に関する講義も行っていますが、県内のほとんどの食品関係事業者ではHACCP導入が進んでいません。

⑦ 食品関連事業者等に対する監視指導及び検査体制の整備

食品衛生監視指導計画に基づいた効果的かつ効率的な食品検査を行っています。

また、監視指導に従事する食品衛生監視員の新任研修を始めとした研修を実施するとともに、各種研修を受講し、人材の養成及び資質の向上を図っています。

⑨ 食品による健康被害情報の収集と迅速な対応

県民や食品関連事業者などからの食品に起因する様々な相談、苦情、報告などを受け付けています。

また、食品による健康被害の発生などの情報を得た際には、速やかに調査を行い、原因究明に努め、それらに起因する健康被害の発生や危害の拡大を防止するよう必要な措置を講ずるよう、指導を行いました。

(2) 食品等に対する県民の信頼の確保

① 適正な食品表示の推進

- ・各保健福祉事務所の食品監視員による夏期や年末の一斉取締りなどでの県内に流通する食品の表示検査の実施など（偽装表示等悪質な違反として改善指示・公表した事案なし）

- ・食品表示110番の受付件数
H27：18件 → H29：8件
- ・食品衛生監視指導計画に基づく食品表示検査数
H27：43,539件 → H29：40,293件

③ 自主回収の報告制度

- ・事業者から報告を受けた自主回収情報の、県民への迅速な情報周知の実施など

- ・自主回収の報告件数 H27：12件 → H29：11件

⑤ 食育の推進を通じた取組

- ・食育に関する情報誌の発行、ホームページでの広報活動やイベント取材等における会員の勧誘
- ・学校給食を生きた教材とした食育の推進、県産品の利用への積極的取組み
- ・栄養成分表示やバランスの取れたメニュー等、基準を設定し、基準を満たした飲食店を「健康づくり協力店」として登録

- ・朝ごはんを毎日食べる児童生徒の割合（小学生） H27：88.3% → H29：88.0%
- ・朝ごはんを毎日食べる児童生徒の割合（中学生） H27：87.2% → H29：86.8%
- ・食育ネットワークさかの会員数
H27：230団体 → H29：250団体
- ・学校給食における県産農林水産物の利用割合
H27：45.8% → H29：44.2%
- ・健康づくり協力店登録数
H27：983件 → H29：1059件

② 原産地に関する情報提供の充実

- ・生鮮食品の表示調査実施施設における表示率の低い店舗に対する、食品表示制度の周知及び改善指導の実施など

- ・生鮮食品の原産地表示率が80%以上の店舗割合
H27：93.1% → H29：94.8%

④ 情報の発信と共有

- ・食中毒情報等の正確な情報の迅速な発信及びリーフレット等による県HPの周知の実施
- ・地域における食の安全に関する科学的で正しい知識を有する人材の育成

- ・食の安全安心ホームページの閲覧数
H27：3,846回 → H29：1,840回
- ・農薬指導士数 H27：628人 → H29：623人

⑥ 地産地消の推進を通じた取組

- ・さが農村ビジネスサポート事業等による、農家レストランの開設、農産加工品の開発や販売に取組むとともに、「さが食・農・むらサポーター」の募集（登録数223名）やサポーターへのメルマガの配信（月一回）、交流会の開催、及びHP「さが農村ひろば」、FB「さが農村」などを使った情報発信など

- ・農産物直売所数 H27：126件 → H29：122件

① 適正な食品表示

食品表示法が平成27年（2015年）4月1日に施行され、2020年3月31日までに現在の食品表示基準に沿った表示としなければなりません、未だに旧表示ルールが用いられているものが多いのが現状です。

② 原産地に関する情報提供の充実

生鮮食品全体における都道府県名等詳細な地名での原産地表示の割合は高くなっていますが、県域店舗は、広域店舗に比べて、低い傾向にあります。

これは、県域店舗は小規模な食品関連事業者が多く、また固定客が多いため、表示に対する意識が徹底されていないためと思われます。

③ 自主回収の報告制度

食品関連事業者は、食品等による健康被害発生の観点の他、品質の低下や誤表示など、様々な観点から食品等の自主回収を行っています。

その中でも県民の健康へ悪影響を与えるおそれがある情報については、引き続き今後も、迅速に対応し、正確な情報の発信に努める必要があります。

④ 食の安全に関する情報の発信と共有

食中毒情報等の正確な情報の迅速な発信を行っています。

農薬に関する専門的な知識を有し、地域における農薬適正使用の指導的役割を担う者を農薬指導士として認定し、育成しています。

⑤ 食育の推進を通じた取組

食育ネットワークさがの会員数については、順調に伸びていますが、朝ごはんを毎日食べる児童生徒の割合や、学校給食における県産農林水産物の利用割合は横ばいとなっています。

朝ごはんを毎日食べる児童生徒の割合が増えない要因としては、共働き世帯やひとり親家庭の増加もあると思いますが、特に生活リズムの乱れなどによる朝食の欠食は幼少期から出現し、年代が高くなるにつれて高くなっています。

健康づくり協力店登録数については、平成28年度（2016年度）より一括登録を開始し、県内のコンビニエンスストア（栄養成分表示等で登録）の登録を開始したことから、登録店舗数が増加しました。

⑥ 地産地消の推進を通じた取組

出荷者の高齢化や、スーパーの閉店に伴うインショップ直売所の閉鎖、店舗販売からネット販売へのシフトなどにより、農産物直売所数は減ったものの、中には給食関係者等が参加する産地見学会を開催するなどして新たな取引先を増やしているところも見られます。

さらに、地元の農産物を使った農産加工品の開発数や農家レストランの数が増えています。

このようなことから、県内の消費者の方々が県産農産物に触れる機会が増え、農業農村への理解も深まっていると思われることから、地産地消が進んでいるといえます。

(3) 食の安全・安心の確保に向けた体制整備

① 危害情報の申出及び危機管理体制の整備

- ・食中毒等の健康被害発生時の厚生労働省などの関係機関と密接な連携
- ・迅速な調査に基づく行政上の適切な措置の実施及び必要な情報の発信による被害の拡大防止など

② 県民意見の反映

- ・「佐賀県食の安全・安心推進基本計画」に基づく、県が実施した施策の毎年度の実施状況についての、佐賀県食品安全推進会議の協議及び公表など

③ 国、地方公共団体、関係団体等との連携

- ・内閣府食品安全委員会などの国との連携、全国食品安全自治ネットワーク会議等の地方自治体による連絡会議を通じた他の都道府県との連携
- ・県内各市町や事業者と連携した食品衛生や食育等の活動の実施

取組の評価

① 危害情報の申出及び危機管理体制の整備

食中毒等の健康被害が発生した場合は、厚生労働省などの関係機関と密接に連携を図るとともに、迅速な原因究明調査に基づく行政上の適切な措置の実施や、必要な情報の発信により被害の拡大防止を図りました。

② 県民意見の反映

県民からの食の安全に関する施策の提案はありませんでしたが、「佐賀県食の安全・安心推進基本計画」に基づいて、県が実施した施策の実施状況について、毎年度、取りまとめて佐賀県食品安全推進会議で協議し、会議で得た意見を反映して公表しました。

③ 国、地方公共団体、関係団体等との連携

内閣府食品安全委員会などの国との連携や、全国食品安全自治ネットワーク会議等の地方自治体による連絡会議を通じて他の都道府県との連携を図りました。

また、県内各市町や事業者と連携し、食品衛生や食育等の活動を行いました。

2 今後の重点的取組

平成27年度（2015年度）に策定した佐賀県食の安全・安心推進基本計画において取り組んだ施策の実施状況に対する評価を行った上で、また、国の制度等の外部環境の変化の中で、第2次佐賀県食の安全・安心推進基本計画期間中に、重点的に取り組むべき事項について、次のとおりとしました。

✓ 農業生産工程管理（GAP）の取組推進

今般、生産段階における生産工程管理手法として、GAPの取組が重要となっており、国においてもGAPの取組が推進されています。

こうした動きを受け、現在、佐賀県においても「佐賀県GAP推進協議会」を設立するなどの取組を行っており、今後、さらに農業者等のGAPへの関心を高め、GAPの普及拡大や定着化への取組を推進します。

✓ HACCP（ハサップ）の導入支援

平成30年（2018年）に食品衛生法が改正され、経過措置期間の後、HACCPに沿った食品の衛生管理が国内の食品等事業者に対して制度化されることとなりました。

一方、国内の中小規模事業者におけるHACCPの普及率は低く、佐賀県内においても、HACCP導入が進んでいない食品関連事業者が多く見られることから、県における人材の資質向上を図り、積極的な導入支援を行う必要があります。

✓ 適正な食品表示の推進

平成27年（2015年）4月1日に食品表示法が施行され、それまで食品衛生法、JAS法、健康増進法の各法でそれぞれ規定されていた食品表示制度が一元化されたことにより、2020年3月31日までに現在の食品表示基準に沿った表示としなければなりません。

しかし、県内の食品においては、未だに旧表示ルールが用いられているものが多いことから、食品事業者に対する監視・指導の徹底や普及啓発内容の充実といった取組を引き続き行っていく必要があります。

✓ 原産地に関する情報提供の充実

「佐賀県食の安全・安心の確保を推進する条例」では、畜産物及び対象加工食品については、国産である旨の表示に代えて、詳細な産地名（都道府県名、水産品においては水域名や港名など）を表示するよう努めることとすると定めています。

しかし、県内の生鮮食品の畜産物については、詳細な地名で表示される割合はまだ低いことから、食品事業者に対する監視・指導の徹底や普及啓発内容の充実といった取組を引き続き行っていく必要があります。

✓ 地産地消の推進

第1次食の安全・安心推進基本計画の取組の評価にもあるように、農産物直売所数は減少傾向にありますが、農産物直売所以外の体験観光農園、農家レストラン、農家民宿等の開設により、県民が地場産の農産物や加工品に触れる機会は増えると思われます。

このことから、アプリ等の活用による消費者の施設利用機会を増やすなどの取組を通して、県産農林水産物の信頼の確保につなげていきます。

